

平成 28 年 10 月 7 日

教職員 各位

法人本部人事部
部長 清川 剛夫

ストレスチェック実施について

教職員の心の健康は、教職員とその家族の幸福な生活のため、また職場の生産性及び活気ある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、メンタルヘルス不調への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での心の健康づくりに藤田学園は取り組みます。

その一環として、平成 26 年 6 月公布「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査「ストレスチェック」を実施します。

受検は任意ですが、自身のストレス程度を把握し、セルフケアに役立てていただくとともに、藤田学園として、ストレスチェック結果の集団分析・職場診断を行い、職場環境の改善活動に取り組む所存ですので、教職員の皆様には、ぜひストレスチェックを受けていただきますようお願いいたします。

記

1. ストレスチェックの目的

- ①教職員が自身のストレスの程度を把握し、早めに対処する
- ②教職員のうつ病などのメンタルヘルス不調を未然に防止する
- ③ストレスの原因となる職場環境を改善し、働きやすい職場づくりを進める

2. 実施期間 平成 28 年 10 月 20 日（木）～11 月 2 日（水）

3. 実施体制

- ・実施者（健康管理室、産業医）・・・ストレスチェックの実施及び結果の評価など
- ・面接指導実施医師（産業医）・・・面接指導の実施

4. 個人情報の保護

ストレスチェック受検結果等については、本人の同意がない限り、学園が閲覧することはありません。実施に際しては、個人情報保護の徹底を図ります。

また、ストレスチェックを受検しない教職員に対して、受検しないことを理由として不利益となる取扱を行うことはありません。

5. 職場診断について

受検者のストレス値を部門・部署ごとに集計します。職場単位でのストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部署、低い部署などの集団分析を実施し、職場診断を行います。なお、職場診断にあたっては、個人データ等は学園側に一切知られることはありません。少人数の部署は、個人の特定ができないように同部門内の他部署と合算した数値で診断を行います。

以上